

高浜市市制50周年記念事業「笑顔の写真展」募集要項(令和3年度)

1. 目的

市制50周年を記念した笑顔の写真展を開催し、皆の笑顔で市制50周年を盛り上げる。「笑顔の写真」と「一言メッセージ」を募集し、市HP上で紹介していくことで市制50周年に想いをかせていただく。

2. 事業内容

家族、友人、同僚、大切な人、自撮りなど、笑顔と一緒に写した「写真」と「一言メッセージ(次の100周年に向けて)」を募集し、随時市のHPに掲載する。応募いただいた写真を審査し入賞者は市制50周年記念式典にて、表彰する。(※記念式典の実施時期は新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって実施が中止、延期になる場合がありますので、ご了承ください。)

3. 募集内容

家族、友人、同僚、大切な人、自撮りなど、笑顔と一緒に写した「写真」と「一言メッセージ(次の100周年に向けて)」を募集する。

(1) 写真

「笑顔」を写した写真(JPEGまたはPNG、5MB以内、合成写真不可)

(2) 一言メッセージ

次の100周年に向けて(20文字以内)

4. 応募対象者

市内在住、在勤、在学、また高浜市に関わりのある方

5. 応募期間

令和3年6月1日～9月30日

6. 応募方法

募集要項に同意のうえ、以下の必要事項を記載して、写真データとともにメールにて応募。

(1) メール件名「笑顔の写真」

(2) 添付ファイル:写真1枚(1枚限り、JPEGもしくはPNG、5MB以内)

(3) メール本文への記載事項

①応募者氏名(グループの場合は代表者氏名)

※未成年の場合は保護者の氏名を記載してください。

②住所

③電話番号

④メールアドレス

⑤展示用、HP掲載用の名前(ニックネーム)またはグループ名

※記載がない場合は、応募者のイニシャルで掲載させていただきます。

⑥写真タイトル

⑦一言メッセージ

「次の100周年に向けて」(20文字以内)

(4) 応募先メールアドレス:seisaku@city.takahama.lg.jp

※一人1作品まで

7. 写真の掲載、展示方法

(1) 市公式HPでの紹介

(2) 広報、市公式facebook、市制50周年PRインスタグラムで紹介

(2) そのほか、市制50周年記念事業のPRへの使用や記念式典、市内公共施設等で写真を展示させていただきます場合があります。

※記念式典は令和3年12月5日(日)の実施を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、中止・延期となる場合がございますので、あらかじめご了承くださいませ。

8. 審査方法

審査期間 令和3年10月1日~31日(予定)

(1) 人気投票

HP上に掲載した写真を、一般の方にメールで投票をしていただき、上位5点を人気賞(仮)とする。※公共施設などに応募作品を展示し、出張投票を行う場合があります。

(2) 高浜市市民会議50審査

高浜市市民会議50メンバーで投票し、上位4点を市制50周年賞(仮)とする。

9. 表彰

市制50周年笑顔の写真展「人気賞」(仮) 5名(式典での表彰と記念品)

市制50周年笑顔の写真展「市制50周年賞」(仮) 4名(式典での表彰と記念品)

※記念式典は令和3年12月5日(日)の実施を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、中止・延期となる場合がございますので、あらかじめご了承くださいませ。

10. 掲載、展示、審査の対象外とする写真

・宗教・営利を目的としたもの、政治目的(選挙運動を含む)としたもの、著作権や第三者の権利を侵害するもの、名誉・信用・プライバシーを侵害するもの、差別的なもの、公序良俗に反するもの、迷惑行為となるもの、その他法令違反になるもの、またそのおそれがあると当市が判断するもの。

・募集対象外の写真、必要事項の連絡がないもの、指定したデータ形式やサイズ以外のもの。合成

写真も不可。

・その他、掲載が適切ではないと市が判断したもの。

10. 注意事項

応募者は、以下の内容に同意の上、応募をしてください。応募された場合は、募集要項に同意したものとみなし、未成年の応募については保護者の同意があったものとします。

- (1) 写真はカラーのものをご提出ください。
- (2) タテ・ヨコは問いません。
- (3) 未発表のものをご応募ください。
- (4) 写真には撮影日を入れないでください。
- (5) 写真の容量は5MB 以内としてください。
- (6) 応募者は、応募写真が第三者のいかなる権利（プライバシー、肖像権、知的財産権を含む。）も侵害することではないことを保証し、万一、第三者から権利侵害・損害賠償請求等の訴訟・異議申し立てがあった場合は、市は一切責任を負わず、応募者がその責任と費用負担で全て処理解決することとします。また、それにより市に損害が発生した場合は、その損害を応募者が保証するものとします。
- (7) 応募写真は、写真に写っている方全員の承諾、および未成年の場合は、保護者の承諾を得ているものとします。
- (8) 作品の返却はいたしません。
- (9) 応募写真の一切の権利は市に帰属します。
- (10) 応募写真は市制 50 周年の PR 活動、記念誌等に使用させていただく場合があります。
- (11) 掲載日の連絡はいたしません。市公式 HP 等への掲載によって代えさせていただきます。
- (12) 写真のサイズ変更・トリミングを行い掲載する場合があります。

【お問合せ】

高浜市役所 企画部 総合政策グループ

TEL:0566-52-1111

メール:seisaku@city.takahama.lg.jp